

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症
第37回 危機管理対策本部 会議次第

令和3年5月31日

1 開 会

2 議 題

- (1) 6月1日以降における緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について

- (2) 各部の対応事項について（報告事項）
○地域振興部

3 閉 会

6月1日以降における緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について

1 現状の捉え方

国では、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、5月28日に、当初5月31日までとしていた東京都を対象とする緊急事態宣言について、6月20日まで延長する決定を行った。

東京都では、感染力が強いとされる変異株に警戒し、依然として高い水準にある新規感染者数を抑え込むため、これまでの厳しい対策の継続を基本としつつも、屋内体育施設や博物館の運用など若干の緩和措置を行うとしている。

区としては、東京都の緊急事態措置の内容を十分に踏まえ、必要な対策を行っていく。

また、国や東京都では、感染拡大防止策として、在宅勤務・テレワークの活用や時差出勤の促進を提唱している。

2 基本的な考え方

区としては、会食などの感染リスクの高い行動や三密（密閉・密集・密接）の回避は当然のこと、不要不急の人との接触の低減に努めながらも、社会機能を維持するために必要な業務については感染防止策を徹底しながら継続することが必要である。

その一方で、区には、行政機関として区民生活の維持のため必要な業務を継続していくとともに、4千人以上の職員をかかえる団体として、新型コロナウイルス感染拡大のリスクを抑える取り組みも求められている。そこで、区においては、時差勤務を継続して行うとともに、可能な範囲で在宅勤務の推進等に取り組むこととする。

なお、東京都の措置を踏まえた業務等の継続及び縮小・延期・中止の基本方針については、以下のとおり、危機管理対策本部で示すこととするが、詳細な内容等について各部において、精査し決定する。

なお、縮小・延期・休止を行った業務等については、緊急事態宣言解除後、国・東京都の方針を踏まえ、徐々に緩和を進めていくこととする。

<職員の出勤について>

- ・引き続き可能な範囲で在宅勤務等に取り組む。
- ・出勤時等において密集を避けるため、職員の時差出勤を継続して行う。
- ・職場内における感染拡大防止の観点から、令和2年9月15日危機対策本部決定「区職員の新型コロナウイルスへの感染が判明した場合等の当面の対応について（令和2年12月14日修正）」の取り扱いを継続する。
- ・職員の出勤を抑制することで、対応窓口の減少を招き、待合場所でお客様の

密集状況を引き起こす等業務に支障をきたすことのないよう配慮する。

<併せて行う対応方針>

- ・区民に対しては、不急な要件等での来庁の自粛を要請するとともに、区側においては、申請・届出期限等の延伸、郵送・オンライン形式による受付等を推進する。
- ・会議、打ち合わせにおいては、書面開催やオンライン形式を心がける。

<東京都の措置を踏まえた業務等の継続及び縮小・延期・休止の基本方針>

- ・会館（北とぴあ・赤羽会館・滝野川会館）及び各区民センターなどのホール・会議室及び屋内・屋外体育施設等については、夜8時までの開所とし、新規の利用申請の受付を行わない。ただし、各会館のホール及び講堂を使用して行うイベントについては、夜9時までの利用を可とする。
- ・高齢者施設、障害者施設、健康支援センターにおいては、感染防止策を徹底しながら運営を継続する。
- ・学校、幼稚園、保育園、学童クラブ（特例利用を含む）については、感染防止策を徹底しながら運営を継続する。また、放課後子ども教室については、親が働いている等やむを得ない場合の預かりを実施する。
- ・児童館においては、対象を乳幼児親子に限定し、運営を継続する。
- ・図書館においては、来館者の入館時間を1時間に制限するなどの対策を行うほか、イベントの一部を休止する。
- ・博物館等においては、入場制限を行うなど、感染拡大防止策の徹底を図り、運営を再開する。
- ・不特定多数の参加者のある式典・催し物・講座については、まずはオンライン形式による開催を検討する。オンライン形式による開催が困難な場合は、参加者の徹底したソーシャルディスタンスの確保や大きな声を出さないよう運営を行うこととする。これら、条件が満たせない場合は、延期・中止とする。

<基本的な感染予防策の徹底>

- ・区職員は、一人ひとりが感染拡大を抑制させる意識を強く持ち、区民の行動の規範となるよう、手洗いの励行や咳エチケット等の適切な行動をはじめ、危機管理対策本部において決定した「東京都北区 庁内共通新型コロナウイルス及びインフルエンザ感染拡大防止対策」の取り組みを改めて確認し、徹底する。

3 区貸し出し施設の取扱いについて

(1) 利用者に関すること

- ・施設内では、原則、マスクを着用する。
- ・こまめな手洗い、アルコール等による手指の消毒を行う。
- ・体調がすぐれない（例：37.5 度以上の発熱がある場合（または平熱比1度

超過)、咳・のどの痛みなどの症状がある)方については、施設利用を禁止する。

- 他の利用者や施設管理者等との距離に配慮する。
- 利用施設内の換気を適宜行う。
- 施設利用にあたっては、三つの密（密閉・密集・密接）の回避に努めることとし、必要に応じて来館者の制限などを検討する。
- 主催者は、各種業界団体の定めるガイドラインを参考に対策を講じ、感染症拡大防止に努める。
- その他、各施設の定める利用上の注意事項等を遵守するとともに、施設管理者の指示に従う。

(2) 区貸出施設における個別の活動内容等に係る配慮事項等

- ホール、会議室等において、利用可能人数は収容定員数の半数とする。
- 北とぴあ、赤羽会館、滝野川会館のホール及び講堂のステージ上での歌唱や演劇、口を使って奏でる楽器の演奏及びこれに類する活動(以下、「歌唱など」という。)を伴う利用については、業界団体が定めるガイドラインを遵守するほか、適切な予防策を講じることを条件に可とする。ただし、ステージ上以外の場所における歌唱などについては不可とする。
- 参加者の水分補給は可とするが、食事(軽食・菓子等を含む)は不可とする。
- 囲碁、将棋、麻雀等について、競技者はマスクを着用すること、対局中の会話を控えること、座席の間隔を1m程度確保すること、頻繁な手洗い・手指消毒を行う等の感染拡大防止策を講じたうえでの利用を可とする。
- 活動内容の制限については、東京都の方針や近隣区の取扱い等を踏まえ、引き続き適宜見直しを検討する。
- 今回の緊急事態宣言の延長に伴う貸出中止等によるキャンセル料については、全額を還付する。

緊急事態宣言延長に伴う区民施設等の対応方針について

1 要 旨

政府から、令和3年5月31日までを期限として東京都を対象に対して発出されていた緊急事態宣言について、期限が同年6月20日までに延長されたことに伴い、東京都知事から、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づき、6月1日から20日までの緊急事態措置等が示されたため、これに基づく区民施設等について、了承を求めるものである。

2 緊急事態宣言延長期間中（令和3年6月1日から20日まで）の対応方針

（1）区民施設

①施設利用及び窓口業務の取扱いについて

- ・6月20日までの既予約分の利用を可とする。
- ・施設を利用する場合は、20時までに施設から退館・退場するよう利用者に対して要請する。また、劇場・ホール等でのイベント開催時は、21時までの退館・退場をイベント主催者に対して要請する。
- ・元気びらざ（温水プール）・コミュニティアリーナについては、利用制限を遵守したうえで、施設の利用を開始する。
- ・すべての利用時間帯において、新規受付を中止する。
- ・各施設の窓口業務及び施設管理業務は通常どおり行うが、状況に応じた出勤体制の縮小等を実施することとする。

②利用制限について

- ・定員50%以下での利用とする。なお、大声を出すことが想定される活動や口を使って奏でる楽器演奏及びこれに類する活動（例：カラオケ、コーラス、楽器演奏など）については、不可とする。ただし、ホール、講堂のステージ上においては感染防止対策の徹底を条件に可とする。

③使用料の取扱いについて

- ・利用自粛等に伴うキャンセルについては、すべての利用時間帯において、申出があった場合に全額還付する。なお、利用した場合、利用時間短縮に伴う使用料減額は行わない。

(2) 体育施設

①利用自粛等に伴うキャンセルによる使用料の取扱いについて

すべての利用時間帯において、キャンセルの申し出があった場合、使用料は全額振替又は還付の対象とする。

②団体貸切の取扱いについて

ア) 既予約分

- ・感染防止対策の徹底及び20時までを条件として利用可とする（着替え等を含めて20時までに退館・退場する）。
- ・利用した場合、使用料は条例施行規則に基づき全額徴収とし、20時以降を含む時間帯について、利用時間短縮に伴う使用料減額を行わない。

イ) 新規予約受付

- ・すべての利用時間帯において、受付を中止する。

ウ) 新規団体登録受付

- ・区内登録・区外登録ともに受付を中止する。

③個人利用の取扱いについて

ア) 20時以降を含む利用時間帯の一般公開及び指導公開

- ・中止とする。

イ) 公開日としての利用時間帯設定がない3体育館トレーニングルーム・弓道場、赤羽スポーツの森公園競技場・赤羽体育館ランニングステーション及び十条台小学校温水プール

- ・感染防止対策の徹底20時までを条件として利用可とする（着替え等を含めて20時までに退館・退場する）。
- ・トレーニングルーム定期券の還付（払戻し）について利用者から還付の申し出があった場合は対応することとする。また、新規で定期券の購入申請があった場合は、時間短縮について口頭で説明し、同意の上発行することとする。

④駐車場

- ・各施設の閉場時間に応じ、屋内・屋外施設ともに利用可とする。ただし、最大で20時までとする。